

計 画 書

阪神間都市計画ごみ処理場の変更（尼崎市決定）

都市計画ごみ処理場中、第2号尼崎市立クリーンセンター第1工場を次のように追加する。

番号	名称	位置	面積	備 考
2	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	ごみ 破碎 29t/5h 選別 26t/5h

*汚物処理場及びごみ焼却場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

理 由

尼崎市が所有する尼崎市清掃工場(ごみ焼却場)は令和7年度に耐用年数を迎えるほか、クリーンセンター第2工場(ごみ焼却場)、資源リサイクルセンター(ごみ処理場)、尼崎市清掃工場(汚物処理場)についても老朽化が進んでおり、施設の更新が必要となっている。

このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変 更 前 後 対 照 表

【ごみ処理場】

	番号	名称	位置	面積	備 考
変更前	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番地 の 1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
変更後	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番地 の 1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
	<u>2</u>	<u>尼崎市立クリーン センター第 1 工場</u>	<u>太高洲町 8 番地</u>	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ</u> <u>破碎 29t/5h</u> <u>選別 26t/5h</u>

計画図

